（記載上の注意） ［１～３　略］ 第１　［略］ 第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）半期貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） ［(4)～(10)　略］ ［２～４　略］ ［第３・第４　略］	（記載上の注意） ［１～３　同左］ 第１　［同左］ 第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）半期貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） ［(4)～(10)　同左］ ［２～４　同左］ ［第３・第４　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を削る。

改正後	改正前
（別紙様式１） 第　期事業報告書（年　月　日から 年　月　日まで） 年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ［１～４　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ ３　経理の状況 ［(1)・(2)　略］ (3)　株主資本等変動計算書 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第７号記載上の注意又は様式第７号の２記載上の注意に準じて記載すること。	（別紙様式１） 第　期事業報告書（年　月　日から 年　月　日まで） 年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ［１～４　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ ３　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　［同左］ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の様式に準じて作成すること。